

資 料

英米刑事法研究 (22)

英米刑事法研究会
(代表者 田口 守一)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

アメリカ合衆国最高裁判所2010年10月開廷期
刑事関係判例概観 (上)

田中利彦	洲見光男
小川佳樹	芥川正洋
松田正照	中川武隆
原田和往	二本柳誠
大庭沙織	鈴木一永
野村健太郎	福山好典
田山聡美	前田 聡

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所2010年10月開廷期
刑事関係判例概観 (上)

- | | |
|--|---|
| I はじめに | Bobby v. Mitts, 131 S. Ct. 1762
(2011) (<i>per curiam</i>) |
| II 逮捕, 捜索・押収 | VIII 証人対面権 |
| Kentucky v. King, 131 S. Ct. 1849 (2011) | Michigan v. Bryant, 131 S. Ct. 1143 (2011) |
| Ashcroft v. al-Kidd, 131 S. Ct. 2074 (2011) | Bullcoming v. New Mexico, 131 S. Ct. 2705 (2011) |
| Davis v. United States, 131 S. Ct. 2419 (2011) | IX DNA 鑑定 |
| Tolentino v. New York, 131 S. Ct. 1387 (2011) | Skinner v. Switzer, 131 S. Ct. 1289 (2011) |
| III ミランダ・ルール | X 量刑 |
| J. D. B. v. North Carolina, 131 S. Ct. 2394 (2011) | Tapia v. United States, 131 S. Ct. 2382 (2011) |
| IV 弁護 | Pepper v. United States, 131 S. Ct. 1229 (2011) |
| Cullen v. Pinholster, 131 S. Ct. 1388 (2011) | XI 行刑 |
| Premo v. Moore, 131 S. Ct. 733 (2011) | Brown v. Plata, 131 S. Ct. 2895 (2011) |
| Harrington v. Richter, 131 S. Ct. 770 (2011) | Ortiz v. Jordan, 131 S. Ct. 884 (2011) |
| V 答弁合意 | (以上, 本号) |
| Freeman v. United States, 131 S. Ct. 2685 (2011) | XII ヘイビアス・コーパス |
| VI 迅速な裁判を受ける権利 | Wilson v. Corcoran, 131 S. Ct. 13 (2010) (<i>per curiam</i>) |
| United States v. Tinklenberg, 131 S. Ct. 2007 (2010) | Swarthout v. Cooke, 131 S. Ct. 859 (2011) (<i>per curiam</i>) |
| VII 陪審裁判 | Walker v. Martin, 131 S. Ct. 1120 (2011) |
| Felkner v. Jackson, 131 S. Ct. 1305 (2011) (<i>per curiam</i>) | |

- | | |
|--|--|
| Wall v. Kohli, 131 S. Ct. 1278 (2011) | Brown v. Entm't Merchs. Ass'n, 131 S. Ct. 2729 (2011) |
| XIII 刑事実体法 | L. A. County v. Humphries, 131 S. Ct. 447 (2010) |
| Sykes v. United States, 131 S. Ct. 2267 (2011) | NASA v. Nelson, 131 S. Ct. 746 (2011) |
| Abbott v. United States, 131 S. Ct. 18 (2011) | Connick v. Thompson, 131 S. Ct. 1350 (2011) |
| Fowler v. United States, 131 S. Ct. 2045 (2011) | Camreta v. Greene, 131 S. Ct. 2020 (2011) |
| Global-Tech Appliances, Inc. v. SEB S.A., 131 S. Ct. 2060 (2011) | Bond v. United States, 131 S. Ct. 2355 (2011) |
| McNeil v. United States, 131 S. Ct. 2218 (2011) | United States v. Juvenile Male, 131 S. Ct. 2860 (2011) (<i>per curiam</i>) |
| DePierre v. United States, 131 S. Ct. 2225 (2011) | Leal Garcia v. Texas, 131 S. Ct. 2866 (2011) (<i>per curiam</i>) |
| XIV その他 | |
| Turner v. Rogers, 131 S. Ct. 2507 (2011) | |

I はじめに

本概観では、アメリカ合衆国最高裁判所（連邦最高裁）2010年10月開廷期の38件の刑事関係判決を紹介する。このうち、「刑事実体法」の項で紹介する Global-Tech Appliances, Inc. 判決は、刑事事件の要素のない特許訴訟の事案であるが、刑事法の“willful blindness”の法理が適用された事案であることからとり上げた。また、「その他」の項で紹介する Turner 判決、Entm't Merchs. Ass'n 判決、Nelson 判決は、それぞれ、民事的裁判所侮辱、民事制裁金、政府と契約する事業者の職員のバックグラウンド・チェックに関する事案であるが、刑事法にも共通する問題が争点となっているのでとり上げることにした。

本開廷期に先立って、前開廷期末をもって引退したスティーヴンズ裁判官の後任として、訟務長官（Solicitor General）であった白人女性のエレナ・ケーガン裁判官が任命された。ケーガン裁判官が加わったことにより連邦最高裁の女性裁判官は3人になった。ケーガン裁判官は、連邦控訴裁や連邦最高裁の裁判官にロー・クラークとして仕えた経験はあるものの裁判官の経験がなく、そ

の点で、他の裁判官がすべて裁判官経験を有する現在の連邦最高裁のなかでは異色の存在である。オバマ大統領は、上院によるケーガン裁判官の指名承認後の記者会見で、ケーガン裁判官が黒人として初めて連邦最高裁裁判官になった故マーシャル (Thurgood Marshall) 裁判官にロー・クラークとして仕え、同裁判官と同様に前職が訟務長官であることに触れ、ケーガン裁判官をマーシャル裁判官の未亡人になぞらえて紹介している。前任のスティーヴンズ裁判官は判決にみる投票行動において「リベラル」としてくることができるグループに属しており、その点ではケーガン裁判官への交代で大きな変化は生じないのではないかと思われるが、不透明な部分があることもいうまでもない。

今期の判決で特筆すべきものは多くはないものの、そのなかで、「暴力的なビデオ・ゲーム」の規制の合憲性が問題となった *Entm't Merchs. Ass'n* 判決は、民事制裁金の事案であるが、日本のビデオ・ゲーム業界にとっての重大な関心事が争点となった事例であるばかりでなく、アメリカにおける表現の規制についての考え方を物語るものとしても大いに注目すべき事例である。

また、20世紀に入ってから連邦最高裁は、令状のない捜索・押収は当然に不合理または不合理と推定されるとして、「令状の必要 (warrant requirement)」を合衆国憲法修正4条の中心原理とする考え方を明示してきた。しかし、近年、連邦最高裁は令状の必要を修正4条の中心原理とする考え方を密かに斥けようとしているのではないかと指摘もある。そうした観点から、証拠隠滅のおそれを理由とする令状の必要への緊急状況の例外について、連邦控訴裁や州裁判所の裁判例の大勢を覆した *King* 判決が注目に値する。

そのほか、ミランダ・ルールが前提とする身柄拘束の意義に関する *J. D. B.* 判決、連邦における量刑に関する考え方の変化を改めて確認した *Tapia* 判決、刑務所の過剰収容を背景とした *Plata* 判決など、いくつかの注目すべき判決がある。

(田中利彦)

II 逮捕, 捜索・押収

・ *King* 判決⁽¹⁾

本判決は、令状によらない家屋への立入りを許す、緊急状況の例外の適用基

(1) *Kentucky v. King*, 131 S. Ct. 1849 (2011). アリート裁判官執筆の法廷意見

準を示したものである。

警察官が薬物の売人を追跡し、あるアパートまでやってくると、アパートのドアの外側でマリファナの臭いがしたので、ドアをノックし、警察がきていることを告知した。警察官は、ドアをノックするとすぐに、アパートの内部から証拠を破壊しているものと思われる音が聞こえたので、アパートに立ち入る旨告げ、ドアを蹴って立ち入り、内部に被告人 King その他の者がいるのを発見した。アパート内部の安全確保のための点検 (protective sweep) をしている間にブレイン・ビューの状態にある薬物が目に入り、後続の捜索によってさらに証拠が見つかった。州の事実審裁判所は、King の証拠排除の申立てを却下し、州控訴裁も、この判断を維持した。州最高裁は、緊急状況は存在したが、警察官らは、自らの行動によって家屋居住者の証拠破壊が促されることを予期できたはずであるとして、捜索を無効とした。

連邦最高裁は、概ね次のとおり述べて、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

合衆国憲法修正 4 条によると、捜索・押収は合理的なものでなければならず、かつ、令状は、相当な理由に基づき、捜索・押収の対象を明示したものでなければならない。家屋内における無令状の捜索・押収は不合理なものとして推定されるが⁽²⁾、法執行の必要が緊急状況によってやむにやまれぬものとなるときは、例外的に、無令状の捜索が許されている⁽³⁾。切迫した証拠破壊を防止するの必要は、そうした緊急性を基礎づける事情の 1 つである⁽⁴⁾。

下級審の判例において、緊急状況が警察官によって作出された場合は、緊急状況の例外は適用されないとされているが、いかなる場合に緊急状況が作出されたかに関する判断基準については、一致がみられるわけではない。これに関する適切な基準は、無令状捜索を許容する原則——無令状捜索が許されるのは、令状なしで済ませることを合理的とする事情が存在する場合であること——から導き出される。警察が修正 4 条に違反する行動をとったこと、また

(ロバーツ長官、スカリア、ケネディ、トーマス、ブライヤー、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調)のほか、ギンズバーグ裁判官の反対意見がある。

なお、この判決の紹介として、田中利彦・法律のひろば65巻1号62頁(2012年)がある。

(2) *Brigham City v. Stuart*, 547 U.S. 398 (2006).

(3) *Mincey v. Arizona*, 437 U.S. 385 (1978).

(4) *Brigham City v. Stuart*, *supra* note 2.

は、とるぞと威嚇したことによって緊急状況を作出した場合を除いて、緊急状況の例外によって無令状の立入りが許されると考えられる。同様のアプローチは、例えば、適法に所在する場所からプレイン・ヴューの状態にある証拠を発見したときに証拠のある場所まで行きそれを押収できるとする判例⁽⁵⁾において採用されている。

(洲見光男)

・ al-Kidd 判決⁽⁶⁾

本件は、重要証人法 (Material Witness Statute) (合衆国法典第18編3144条) ——令状裁判官は、個人の証言が刑事手続において重要であること、および、召喚令状による当該個人の出頭確保が不可能となり得ることを示す宣誓供述書に基づき、重要証人として当該個人の逮捕を命じることができる、とする——による逮捕の合憲性が争われた事案である。

被告人 al-Kidd は、9.11のテロリストによる攻撃以後、被告人である当時の連邦司法長官が連邦捜査官に対し、重要証人法により、重要証人であることを口実 (pretext) として、テロリストの疑いのある者を抑留することを許したが、こうした抑留政策により、サウジアラビア行きの航空機に搭乗しようとしたところを逮捕されたと主張した。連邦捜査官は、令状請求にあたって、令状裁判官に対し、al-Kidd が航空機に搭乗すれば、あるテロリストと考えられる人物の訴追にとって「決定的に重要な (crucial)」情報が失われてしまうと告げた。検察官は、al-Kidd を証人と呼んだことはなく、また、al-Kidd によると、検察官にはそのつもりもなかった。al-Kidd は、連邦公務員の不法行為に対する賠償請求を認める Bivens 判決⁽⁷⁾により、被告人を相手に、賠償請求訴訟を提起した。連邦地裁は請求を認める判断を示し、第9巡回区連邦控訴裁は、修正4条は罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由のない口実による

(5) Horton v. California, 496 U.S. 128 (1990).

(6) Ashcroft v. al-Kidd, 131 S. Ct. 2074 (2011). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, トーマス, アリート各裁判官同調) のほか、ケネディ裁判官の同意意見 (ギンズバーグ, プライヤー, ソトマイヨール各裁判官一部同調), ギンズバーグ裁判官の結論同意意見 (プライヤー, ソトマイヨール各裁判官同調), ソトマイヨール裁判官の結論同意意見 (ギンズバーグ, プライヤー各裁判官同調) がある。ケーガン裁判官は本判決に関与していない。

(7) Bivens v. Six Unknown Fed. Narcotics Agents, 403 U.S. 388 (1971).

逮捕を禁止しているとして、連邦地裁の判断を支持した。

連邦最高裁は、概ね次のとおり述べて、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

有効な令状に基づく、客観的にみて合理的な重要証人の逮捕および抑留については、逮捕機関が不適切な動機をもっていたとしても、その違憲性を争うことはできない。政府職員は、①連邦法上の権利を侵害したときでも、②その権利がその当時明確に確立されたものであった場合を除いて、賠償責任を負わない（「限定的免責 (qualified immunity)」法理)⁽⁸⁾。当裁判所は、①②の判断のいずれを先行させるかは下級裁判所の裁量に委ねられていることを確認している⁽⁹⁾。

抑留が修正4条のもとで合理的であるかどうかは、「特別の必要 (special needs)」のための捜索や行政捜索を除いて、客観的な審査に服する⁽¹⁰⁾。合憲性の争われている行動を正当化する客観的事実の有無が問われるのである⁽¹¹⁾。令状裁判官は、al-Kiddの逮捕を認める令状を発付し、令状請求書に添付されていた宣誓供述書には、al-Kiddがすぐに姿を消す重要証人であることを信じる個別化された理由 (individualized reasons) が記載されていた。個別化された嫌疑に基づき令状が発付される場合、意図に関する審査は不要である⁽¹²⁾。al-Kiddは、個別化された嫌疑が重要証人逮捕令状の発付を支持していたことを認めており、逮捕令状の口実的使用がなかった場合でも本件逮捕が連邦憲法違反であったとは主張していない。

al-Kiddの逮捕がなされた当時、口実を理由に、客観的にみて合理的な、重要証人令状に基づく逮捕が連邦憲法違反となるとした判例は1つもなかった。上告人は、明確に確立された権利を侵害したわけではないので、免責される。

(洲見光男)

(8) Harlow v. Fitzgerald, 457 U.S. 800 (1982).

(9) Pearson v. Callahan, 555 U.S. 223 (2009) [紹介, 洲見光男・アメリカ法 2009年2号370頁 (2010年)].

(10) Indianapolis v. Edmond, 531 U.S. 32 (2000).

(11) Scott v. United States, 436 U.S. 128 (1978).

(12) Whren v. United States, 517 U.S. 806 (1996) [紹介, 洲見光男・アメリカ法 1997年2号217頁 (1998年)].

・ Davis 判決⁽¹³⁾

本件は、警察官が下級審の判例に依拠して捜索を行ったが、その後、これに反する連邦最高裁判決が言い渡された場合において、当該捜索によって得られた証拠につき、「善意の例外 (good-faith exception)」の適用があるかどうか争われた事案である。

警察官は、上告人 Davis の同乗していた自動車を停止させ、運転者と Davis を逮捕し、両名に手錠を施し、別々に 2 台のパトカーの後部座席に分乗させた後、自動車を捜索し、車内にあった Davis のジャケットのポケットから回転式拳銃を発見した。控訴審係属中、連邦最高裁の Gant 判決⁽¹⁴⁾ が言い渡され、第 11 巡回区連邦控訴裁は、同判決に従い、Davis の逮捕に伴う自動車の捜索は修正 4 条に違反するとしたが、証拠を排除しても修正 4 条違反の抑止に資するところはないとして証拠排除の申立てを認めなかった。

連邦最高裁は、概ね次のとおり述べて、原判決を維持した。

排除法則の唯一の目的は、将来の修正 4 条違反行為を抑止することにある。排除法則は、その目的に最も資すると考えられる状況に限定して適用されてきており、「相当程度の (appreciable) 抑止効」が生じない場合は、証拠排除は正当化されない。もっとも、抑止効が認められることは、証拠排除の必要条件ではあるが十分条件ではない。証拠排除は、「最終手段」であり、抑止効はそのコストを凌駕する程度のもでなければならない。

Leon 判決⁽¹⁵⁾ に始まる一連の判例において、当裁判所は、利害得失の衡量分析 (cost-benefit analysis) を再換算 (recalibrate) し、警察官の違法行為の悪質さ (flagrancy) に調査の焦点を合わせるようになった。抑止効の大きさは、法執行官の行為の有責性 (culpability) によって異なり、修正 4 条違反が計画的なもの (deliberate)、または、無謀なもの (reckless)、重大な過失によるものである (grossly negligent) とときは、排除による抑止効は大きく、

(13) Davis v. United States, 131 S. Ct. 2419 (2011). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, トーマス, ケーガン各裁判官同調) のほか、ソトマイヨール裁判官の結論同意意見, プライヤー裁判官の反対意見 (ギンズバーグ裁判官同調) がある。

(14) Arizona v. Gant, 556 U.S. 332 (2009) [紹介, 洲見光男・アメリカ法 2010 年 1 号 247 頁 (2010 年)].

(15) United states v. Leon, 468 U.S. 897 (1984) [紹介, 鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第 3 巻』68 頁 (鈴木) (成文堂, 1989 年)].

そのコストを凌駕する傾向がある。

本件捜索は、Gant 判決によって連邦憲法違反となってしまったが、本件警察官は、当時拘束力のあった第11巡回区連邦控訴裁の判例に依拠して捜索をしたのであって、Davis の修正 4 条の権利を計画的に侵害したわけでも、無謀にそうしたわけでも、重大な過失によってそうしたわけでもない。また、本件事案は、頻発している過失にも組織全体に浸透している (systemic) 過失にも関係しない。

連邦議会または州議会が第11巡回区連邦控訴裁の判例を立法化していたならば、当裁判所は、「立法者の過誤について警察官を処罰しても……修正 4 条違反の抑止に資することは論理的にあり得ない」⁽¹⁶⁾と直ちに判断するであろう。同様のことは、連邦控訴裁の裁判官の過誤について警察官を処罰しようとする上告人の主張にも妥当する。

(洲見光男)

・その他

逮捕、捜索・押収についての本開廷期の判決としては、ほかに、警察官が違法に自動車を停止させ、運転免許証などの照会をした結果、運転者が免停中であることが判明した場合において、運転免許関係の記録など政府所有の身元関係書類が証拠排除の対象となるかどうかを争点とした運転者による上告受理の申立てが認められ、口頭弁論が開かれた後、その申立てを棄却した Tolentino 判決⁽¹⁷⁾がある。

(洲見光男)

III ミランダ・ルール

・J. D. B. 判決⁽¹⁸⁾

(16) Illinois v. Krull, 480 U.S. 340 (1987) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第 4 巻』61頁 [関哲夫] (成文堂, 1994年)].

(17) Tolentino v. New York, 131 S. Ct. 1387 (2011) (*per curiam*).

(18) J. D. B. v. North Carolina, 131 S. Ct. 2394 (2011). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ケネディ, ギンズバーグ, ブライヤー, ケーガン各裁判官同調) のほか、アリート裁判官の反対意見 (ロバーツ長官, スカリア, トーマス各裁判官同調) がある。

ミランダ・ルールは、「身柄拘束中 (in custody)」の被疑者の取調べに対して適用される。本件は、取調べが身柄拘束中のものといえるかの判断にあたって、被疑者の年齢が考慮されるべきかが問題となった事案である。

上告人 J. D. B. ——当時13歳の中学生——は、教室にいたところを呼び出されて、学校の会議室において——学校職員の同席のもとで——警察官による取調べを受けた。取調べに先立ってミランダ告知はなされなかった。J. D. B. は、窃盗事件への関与を認める供述をし、終業のベルが鳴ったところで、バスで帰宅するため退出した。

その後、州の少年法上の手続において、公設弁護人は、ミランダ告知がなされなかったことを理由に、取調べの際の J. D. B. の供述およびその派生証拠は排除されるべきであると主張した。しかし、事実審裁判所は、本件の取調べは身柄拘束中のそれには当たらず、ミランダ・ルールの適用はないとして、公設弁護人の主張を斥けた。そして、州控訴裁および州最高裁も、事実審裁判所の判断を支持した。

上告を受理した連邦最高裁は、大要、以下のような判断を示して、州裁判所による原判決を破棄・差戻しとした。

通常の大人 (reasonable adult) であればその場から立ち去ることもできると思う状況であるが、通常の子ども (reasonable child) はそのようには思わないということは、しばしばあり得る。そして、捜査官や裁判所が、このような争いのない事実から目を背けなければならない理由はないから、被疑者の年齢は、取調べが身柄拘束中のものといえるかの判断において考慮されるべきである。

当裁判所がこれまで繰り返し述べてきたように、身柄拘束の有無は、「客観的なテスト (objective test)」——通常人 (reasonable person) が、当該被疑者の立場に置かれたならば、その場から立ち去ることもできると思うか否か——によって判断されるべきである⁽¹⁹⁾ (これにより、捜査官は、ミランダ告知の要否について容易に判断できることになる)。そして、そこでは、被疑者の特質のうち、自らの行動の自由についての通常人の認識と明白な関連性

(19) Berkemer v. McCarty, 468 U.S. 420 (1984); Stansbury v. California, 511 U.S. 318 (1994); Thompson v. Keohane, 516 U.S. 99 (1995); Yarborough v. Alvarado, 541 U.S. 652 (2004) [紹介、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2003年10月開廷期刑事関係判例概観 (上)」比較法学40巻1号173-175頁〔小川佳樹〕(2006年)].

(objectively discernable relationship) をもたないものは、考慮されるべき事情とはならない。例えば、それまで捜査官による取調べを受けた経験がないことが、自らの行動の自由の認識にどのような影響を及ぼすか——その場から立ち去ることもできると思わせる働きをするか、それとも、その場にとどまらなければならないと思わせる働きをするか——は、個々の被疑者によって異なり得るから、その考慮は「客観的なテスト」にはなじまないことになる⁽²⁰⁾。しかし、被疑者の年齢が取調べの時点で当該捜査官に分かっているか、通常の捜査官にとっては明らかである (objectively apparent to a reasonable officer) 場合には、それを取調べが身柄拘束中のものといえるかの判断にあたって考慮することは、「客観的なテスト」を採用するということと矛盾しないのである。
(小川佳樹)

IV 弁 護

・ Pinholster 判決⁽²¹⁾

本件は、有効な弁護がなかったことを理由とした連邦のヘイピラス・コーバスの可否が問題となった事案である。

被被告人 Pinholster は、カリフォルニア州裁判所において2つの謀殺の訴因で有罪の判決を受け、死刑を宣告された。州最高裁もこれを是認した。その後、Pinholster によって州のヘイピラス・コーバスを求める訴えが提起されたが、これは、Pinholster が精神障害を患っていた疑いがあるにもかかわらず、それを弁護人が量刑手続において主張しなかったことなどを理由とするものであった。しかし、州最高裁は、訴えを棄却した。すると、Pinholster は、弁護人が量刑手続で適切な資料調査を行わなかったとの主張を追加したうえで、今度は連邦のヘイピラス・コーバスを求めた。連邦地裁は、手続を停止し、州裁判所に審理をさせたが、州最高裁は今回も Pinholster の主張を斥けた。これを受け、連邦地裁は、Pinholster の連邦のヘイピラス・コーバスの審理をし

(20) Yarborough v. Alvarado, *supra* note 19.

(21) Cullen v. Pinholster, 131 S. Ct. 1388 (2011). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ各裁判官同調, アリート, ブライヤー, ギンズバーグ, ケーガン各裁判官一部同調) のほか, アリート裁判官の一部同意・結論同意意見, ブライヤー裁判官の一部同意・一部反対意見, ソトマイヨール裁判官の反対意見 (ギンズバーグ, ケーガン各裁判官一部同調) がある。

た。この審理において、新たな証拠として Pinholster および州は心理学者などの専門家を証人として立てた。そして、結局、連邦地裁は、ヘイビアス・コーパスを認め、第 9 巡回区連邦控訴裁も、これを是認した。

上告を受けた連邦最高裁は次のような判断を示し、原判決破棄・差戻しとした。

「1996年テロ対策および効果的な死刑法 (Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996 (AEDPA))」が定める連邦のヘイビアス・コーパスは、その申立てが州裁判所の実体判断手続ですでに裁判されている場合には、この州裁判所の裁判が「明確に確立された連邦法に反するか、または、その不合理な適用に該当する判断となっていた」ときに認められる (合衆国法典第28編2245条 (d) (1))。ここでは過去時制が用いられているから、連邦のヘイビアス・コーパスの審理は、州裁判所の裁判がなされた時点で、州裁判所のもとにある記録のみを基礎とすることになる。連邦のヘイビアス・コーパスの審理で新たな証拠を考慮することは、ここで事実上第1審を再開することになり、州裁判所に審理を集中させようとした立法者意思にも反するのである。

当裁判所は、Strickland 判決⁽²²⁾で、有効な弁護について、弁護活動が適正であったという「強力な推定」が与えられること、救済には弁護活動の瑕疵が判決に影響を与えたという「合理的蓋然性」の証明が要求されることを判示している。本件では、同判決が州裁判所のヘイビアス・コーパスの審理で不合理に適用されたかが問題となる。

州裁判所の記録によれば、事実審の弁護人は、証拠提出の事前の通告が欠けているとして Pinholster に不利な証拠を採用しないよう求めたり、精神科医の助言を仰いだりするなどの弁護活動を行っていた。しかし、これらが奏功しなかったこと、および、Pinholster が自己の犯罪歴を自慢するような態度を法廷でとったことなどから、弁護人がとり得る残された戦略は乏しかった。弁護人は、結局、量刑手続で Pinholster の母親に証言させ、母親への同情を喚起する戦略をとったが、これは当時、カリフォルニア州の弁護士の間でしばしば用いられた戦略であった。そうすると、弁護人が量刑手続でとった戦略は、適

(22) Strickland v. Washington, 466 U.S. 668 (1984) [紹介、鈴木編・前掲注(15) 124頁 (加藤克佳), 渥美東洋編『米国刑事判例の動向III』90頁 (椎橋隆幸) (中央大学出版部, 1994年), 憲法訴訟研究会=芦部信喜編『アメリカ憲法判例』342頁 (宮城啓子) (有斐閣, 1998年), 小早川義則「デュー・プロセスをめぐる合衆国最高裁判例の動向 (5)」名城法学52巻4号162頁 (2003年)].

正なものであったといえる。Pinholster は「強力な推定」を覆してはいないのである。また、Pinholster が州のヘイビアス・コーパスの審理に提出した証拠は、もっぱら事実審理での Pinholster の兄弟や母親の証言を裏づけるに過ぎないものであり、その他のものも、自己に有利な証拠としての価値が疑わしいものである。そうすると、仮に弁護活動に瑕疵があったとしても、Pinholster は、それが判決に影響を与えた「合理的蓋然性」の存在を示していないことになる。したがって、州最高裁の裁判は連邦法の不合理な適用に当たるとはいえない。

(芥川正洋)

・その他

弁護についての本開廷期の判決としては、ほかに、弁護人が自白の排除を申し立てなかったことが、Strickland 判決⁽²³⁾における有効でない弁護に当たることが争われたヘイビアス・コーパスの事案について、当該弁護人の判断に合理性を認めた Moore 判決⁽²⁴⁾、弁護人が現場にあった被害者の血液に関して専門家に鑑定を依頼しなかったことが、Strickland 判決における有効でない弁護に当たることが争われたヘイビアス・コーパスの事案について、やはり当該弁護人の判断に合理性を認めた Richter 判決⁽²⁵⁾がある。

(松田正照)

V 答弁合意

・Freeman 判決⁽²⁶⁾

(23) *Id.*

(24) *Premo v. Moore*, 131 S. Ct. 733 (2011). ケネディ裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官，スカリア，トーマス，ブライヤー，アリート，ソトマイヨール各裁判官同調）のほか，ギンズバーグ裁判官の結論同意意見がある。ケーガン裁判官は本判決に関与していない。

(25) *Harrington v. Richter*, 131 S. Ct. 770 (2011). ケネディ裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官，スカリア，トーマス，ブライヤー，アリート，ソトマイヨール各裁判官同調）のほか，ギンズバーグ裁判官の結論同意意見がある。ケーガン裁判官は本判決に関与していない。

(26) *Freeman v. United States*, 131 S. Ct. 2685 (2011). ケネディ裁判官執筆の相対的多数意見（ギンズバーグ，ブライヤー，ケーガン各裁判官同調）のほか，

連邦量刑ガイドライン制度を創設した1984年の量刑改革法 (Sentencing Reform Act) は、不均衡が生じた場合には、遡及効をもつガイドライン・レンジの引き下げを規定している。そして、レンジに基づく刑期を言い渡されたが、その後、そのレンジが引き下げられた場合、被告人は、刑の軽減を申し立てることができる (合衆国法典第18編3582条 (c) (2))。本件は、答弁合意の結果、刑期が言い渡された場合でも、3582条 (c) (2) が適用されるか、すなわち、それがレンジに基づいた刑期であるといえるかが問題となった事案である。

上告人 Freeman は、コカイン塩基を販売目的で所持したなどの事実で連邦裁判所に起訴された。連邦刑事手続規則11条 (c) (1) (C) の答弁合意——両当事者は、各々、特定の刑期または量刑範囲がその事件の適切な処分であることを合意することができ、連邦裁判所は、その答弁合意を受け容れたならば、そこで約束された刑を科すべく拘束される——において、Freeman は、すべての起訴事実について有罪の答弁をし、一方、検察官は、106月の刑期に同意した (その合意において、両当事者は、適用されるガイドラインを検討し、Freeman は、ガイドラインによって量刑されることに同意した旨を述べており、両当事者は、合意された刑は、コカイン塩基所持罪のレンジが46ないし57月であり、その最低の46月に、薬物取引を行う際、銃器を所持した罪に対する60月を加えたものであると理解していたことがうかがわれる)。答弁合意の3年後、コカイン塩基の罪とコカイン・パウダーの罪の刑に顕著な不釣り合いがあるとして、連邦量刑委員会は、前者のガイドライン・レンジを遡及的に引き下げた。その結果、レンジは、「37ないし46月」プラス60月となったので、Freeman は、合衆国法典第18編3582条 (c) (2) に基づき、刑の軽減を申し立てた。しかし、連邦地裁は、申立てを棄却し、第6巡回区連邦控訴裁は、その先例に従い、11条 (c) (1) (C) の答弁合意に従って言い渡された刑は、裁判の誤りがあるか、錯誤がない限り、3582条 (c) (2) の救済を受ける適格がないとして、連邦地裁の判断を是認した。

連邦最高裁は、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

相対的多数意見は、以下のような理由を挙げて、有罪答弁の条件として特定の刑を定める連邦刑事手続規則11条 (c) (1) (C) の答弁合意をした者も合

ソトマイヨール裁判官の結論同意意見、ロバーツ長官の反対意見 (スカリア、トーマス、アリート各裁判官同調) がある。

衆国法典第18編3582条(c)(2)による救済の適格性があるとした。

すなわち、第1に、法律、規則、さらに連邦量刑ガイドラインの文言を検討すると、刑期がガイドラインに照らして科された場合は、たとえ、連邦刑事手続規則11条(c)(1)(C)の答弁合意をした場合であっても、合衆国法典第18編3582条(c)(2)の救済の適格があるとの結論に至る。連邦地裁裁判官は、すべての事件において、連邦の量刑の目的に従い、ガイドラインおよびその他の要素に照らして、十分に、しかし、必要以上でない刑を言い渡すべきものとされている(合衆国法典第18編3553条(a))。ガイドラインは、裁判官の裁量権の行使にあたり、外枠または出発点——すなわち、基準——を提供する。答弁合意は、裁判官が裁量権を行使すべき義務を免除するものではない。事実審理または有罪答弁に続いて刑が定められる場合、裁判官がガイドライン・レンジを出発点に用い、レンジ内で刑を言い渡せば、ガイドラインに従っていることは明らかである。レンジから逸脱した刑を言い渡す場合であっても、レンジを出発点としていれば、ガイドラインは、量刑の基礎となっている。裁判所がいったん合意を受け入れた場合、当事者間の勧告する刑期が裁判官を拘束するといっても、連邦量刑ガイドライン6 B 1.2条は、裁判官が、まず、適用されるレンジを適切に検討することなく、その合意を受け入れることを禁止している。また、合衆国法典第18編3582条(c)(2)の申立てがあった場合、軽減された改正だけを置き換えるべきであり、他の部分のガイドラインの適用は影響を受けないとされている。

第2に、本件の量刑手続の記録によれば、連邦地裁は、ガイドライン・レンジに照らして、当該刑が適切であると独立した判断をしていることが明らかである。それゆえ、裁判所の決定は、レンジに基づいたものである。

第3に、検察官は、連邦刑事手続規則11条(c)(1)(C)の答弁合意による刑は、合意自体のみに基づくものであり、ガイドラインに基づくものではないから、合衆国法典第18編3582条(c)(2)の軽減の適格性がないと主張するが、採用できない。たとえ、被告人が11条(c)(1)(C)の答弁合意をした場合でも、合意を受け容れ、勧告された刑を科するという裁判官の決定は、おそらくはガイドラインに基づいたものであろう。

相対的多数意見が以上のように説くのに対して、反対意見は、検察官の主張と同旨である。また、ソトマイヨール裁判官の結論同意意見は、検察官の主張に賛同しつつも、合意において刑期を定めるにあたり、明示的にガイドライン・レンジが用いられた場合は、その刑期はレンジに基づいたものといえら

する。

(中川武隆)

VI 迅速な裁判を受ける権利

迅速な裁判を受ける権利に関する本開廷期の判決としては、迅速裁判法（合衆国法典第18編3161条（c））の定める公判開始の期限に関して、公判前の申立てから、裁判所による処分決定までの期間は、実際の遅延発生の有無にかかわらず、同条（h）（1）（D）により算入されない、とした Tinklenberg 判決⁽²⁷⁾がある。

(原田和往)

VII 陪審裁判

陪審裁判についての本開廷期の判決としては、検察官によるアフリカ系アメリカ人の陪審員候補者2名に対する専断的忌避は人種を理由として行われたものであるとする異議申立てが被告人側からなされたが、事実審裁判所が、検察側が挙げた忌避理由の妥当性を認め、異議申立てを却下したことの適否が争われたヘイビアス・コーパスの事案について、検察官が挙げた、人種とは無関係の忌避理由の信用性に関する事実審裁判所の判断は、それが明らかに誤っていない限り尊重されたとした Jackson 判決⁽²⁸⁾、量刑段階における裁判官の陪審に対する説示——全員一致で、加重事由が軽減事由を凌ぐと判断したときは、裁判所に死刑を科すように勧告しなければならない——の適否が争われたヘイビアス・コーパスの事案について、Beck 判決⁽²⁹⁾——死刑相当犯罪の事案において、証拠がより軽い非死刑相当犯罪による有罪評決を裏づけているにもかかわらず、陪審がそのような有罪評決を検討することが認められない場合は、被

(27) United States v. Tinklenberg, 131 S. Ct. 2007 (2010). プライヤー裁判官執筆の法廷意見（ケネディ、ギンズバーグ、アリート、ソトマイヨール各裁判官同調、ロバーツ長官、スカリア、トーマス各裁判官一部同調）のほか、スカリア裁判官の一部同意・結論同意意見（ロバーツ長官、トーマス裁判官同調）がある。ケーガン裁判官は本判決に関与していない。

(28) Felkner v. Jackson, 131 S. Ct. 1305 (2011) (*per curiam*).

(29) Beck v. Alabama, 447 U.S. 625 (1980).

告人に死刑を科すことはできないとした——は、罪責認定に関するものであり、量刑段階には適用されないとした *Mitts* 判決⁽³⁰⁾がある。

(松田正照)

VIII 証人対面権

・ *Bryant* 判決⁽³¹⁾

本件は、銃撃され瀕死の状況にあった被害者が警察官の取調べに応じてした供述を証拠として許容することが、合衆国憲法修正 6 条の証人対面権を侵害するか否かが争われた事案である。

男が撃たれたとの無線連絡を受けてガソリンスタンド駐車場に臨場した警察官は、重傷を負った被害者を発見した。警察官が、何が起きたのか、誰にどこで撃たれたのか尋ねると、被害者は、被上告人 *Bryant* の家の外で彼に撃たれ、その後自らこの駐車場まで運転してきたと述べたが、数時間後に搬送先の病院で死亡した。

事実審理において、警察官は被害者の供述について証言し、*Bryant* は第 2 級謀殺などの罪で有罪判決を受けた。これに対してミシガン州最高裁は、事実審理の後に下された *Crawford* 判決⁽³²⁾ および *Davis* 判決⁽³³⁾ に従う形で、本件

(30) *Bobby v. Mitts*, 131 S. Ct. 1762 (2011) (*per curiam*).

(31) *Michigan v. Bryant*, 131 S. Ct. 1143 (2011). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, ブライヤー, アリート各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の結論同意意見, スカリア裁判官の反対意見, ギンズバーグ裁判官の反対意見がある。ケーガン裁判官は本判決に関与していない。

(32) *Crawford v. Washington*, 541 U.S. 36 (2004) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2003-2004年開廷期重要判例概観」*アメリカ法*2004年2号257-263頁(2005年), 二本柳誠・比較法学39巻3号203頁(2006年), 早野暁・比較法雑誌39巻4号210頁(2006年), 堀江慎司「第6修正の対面条項の射程をめぐる最近の判例」*アメリカ法*2010年1号107-110頁(2010年), 小早川義則・名城ロースクール・レビュー20号57頁(2011年)].

(33) *Davis v. Washington*, 126 S. Ct. 2266 (2006) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2005-2006年開廷期重要判例概観」*アメリカ法*2006年2号285-288頁(2007年), 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2005年10月開廷期刑事関係判例概観」*比較法学*41巻3号165頁〔二本柳誠〕(2008年), 津村政孝・ジュリスト1373号126頁(2009年), 堀江・前掲注(32)111-114頁, 小早川義則・名城ロースクール・レビュー20号79頁(2011年)].

被害者の供述を証拠として許容することは証人対面権を侵害するとして、有罪判決を破棄した。

連邦最高裁は、以下のように述べて、ミシガン州最高裁の判決を破棄・差戻しとした。

Crawford 判決において、「供述的 (testimonial)」な性質を有する供述は、すべからく証人対面権の保障を受けるのであって、これを許容するには、供述者が利用不能であり、かつ、被告人に以前の反対尋問の機会が与えられていたことが必要であるとの判断が示された。ここで、警察の取調べでの供述は「供述的」な性質を有する供述の一例とされたが、続いて下された Davis 判決においては、次のような場合分けが示された。すなわち、たとえ警察の取調べでの供述であっても、客観的事情に照らして、進行中の緊急事態に警察官が対処することが取調べの主目的であると判断される場合、それは「供述的」なものではない。他方、客観的事情に照らして、進行中の緊急事態がもはや認められないと判断され、かつ、既に過去のものとなった事件に関して将来の刑事訴追を念頭に置いて証拠を保全・収集することが取調べの主目的であると判断される場合、それは「供述的」なものである。

取調べの主目的の判断材料となるのは、警察官とその取調べを受ける者の遭遇時の状況および双方の言動という客観的事情である。そのなかでも、進行中の緊急事態が遭遇時に存在したと認められるか否かは、とりわけ重要な判断材料である。なぜなら、緊急事態に身を置く者は、証拠収集よりむしろ、自らに迫る脅威への対処を優先するからである。

この点で、原審は、Bryant による攻撃が終了していた点を重視して、進行中の緊急事態は存在しなかったと判断した。しかし、素手による家庭内暴力が問題となった Davis 判決の事案とは異なり、公の場所で銃が用いられた本件では、被害者のみならず警察官や公衆に対する脅威が認められることなどからすれば、進行中の緊急事態がなお存在したといえることができる。

本件で、かかる進行中の緊急事態に警察官が対処することが取調べの主目的であったことは、被害者と警察官の遭遇時の状況および双方の言動に照らして肯定される。以上により、本件被害者の供述に「供述的」な性質を認めることはできないので、この供述を証拠として採用しても、証人対面権が侵害されることはない。

(二本柳誠)

・ Bullcoming 判決⁽³⁴⁾

本件は、血中アルコール濃度の検査を行った分析官ではなく、検査にもその結果を記載した鑑定書の作成にも関与していない分析官に法廷で証言させることにより、刑事訴訟上の証拠とすることを目的に作成された当該鑑定書を証拠として許容することが、修正6条の対面条項に違反するか否かが争われた事案である。

上告人 Bullcoming は、酩酊運転の罪に問われ、彼に不利な証拠として、血中アルコール濃度が加重された酩酊運転の罪の基準値を超えていることを証明する鑑定書が作成された。これにより、検察側は、Bullcoming を加重された酩酊運転の罪で起訴した。血中アルコール濃度の分析に際し、州の保健省科学研究課において、法医学分析官 Caylor が鑑定書を作成した。

しかし、事実審理の当日、検察側は、Caylor が休職中であるとして、彼を証人として出廷させず、上記鑑定書を有効とするため、Caylor の代わりに、Bullcoming の血液試料を検査するために用いた機器や、研究課における検査手続に精通した—— Bullcoming の血液試料の検査には関与していない——Razatos を呼び出した。検察側は、Caylor の所見を「業務文書 (business record)」として採用することを提案したが、Bullcoming の弁護人が、Caylor の証言なしに分析官の所見を採用することは、「被告人に不利な証人と対面する」修正6条の権利を侵害するとして異議を申し立てた。事実審裁判所はこの異議を却下して、Caylor の鑑定書を「業務文書」として採用し、陪審は Bullcoming を加重された酩酊運転の罪で有罪とした。州控訴裁、州最高裁ともに、有罪判決を支持した。

これに対して、連邦最高裁は、概ね以下のように述べて、州最高裁の判決を破棄し、事件を差し戻した。

まず、Crawford 判決⁽³⁵⁾によれば、対面条項は、公判廷外でなされた発言が「供述的」である場合、証人が公判廷で利用不能であり、反対尋問の事前的機会が被告人に与えられていなければ、その発言を被告人に不利な証拠として

(34) Bullcoming v. New Mexico, 131 S. Ct. 2705 (2011). ギンズバーグ裁判官執筆の一部法廷意見 (スカリア裁判官同調, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官一部同調, トーマス裁判官一部同調) のほか、ソトマイヨール裁判官の一部同意意見, ケネディ裁判官の反対意見 (ロバーツ, ブライヤー, アリート各裁判官同調) がある。

(35) Crawford v. Washington, *supra* note 32.

採用することを認めていない。そこで、本件では、Caylor が、対面条項が適用される証人に当たるか否かが問題となる。Caylor は、機械が算出した数値だけではなく、血液試料を完全な状態で受け取ったことや、鑑定書番号と試料番号が一致していると確認したこと、正確な実験計画を遵守して特殊な検査を行ったことを証明し、また、所見部分を空欄にすることで試料の完全性や鑑定の有効性が環境や条件の影響を全く受けていないことを表示している。このような見解の表明は、反対尋問に値する。

また、Crawford 判決は、供述的発言 (testimonial statement) の明白な信用性は対面条項を不要なものとしないうとしており、機械が算出したデータから作成された鑑定書の信用性は修正 6 条の制限を克服するものではない。

そもそも血中アルコール濃度の鑑定書は本質的に非供述的であり、それゆえ本件では対面条項は問題にならないと検察側が主張しているが、証拠とするためにのみ作成された法医学鑑定書は供述的なものと位置づけられ、証明を行う分析官は修正 6 条が対象とする証人であるとする Melendez-Diaz 判決⁽³⁶⁾ の鑑定書と本件鑑定書は、実質的に類似しており、「血中アルコール濃度の鑑定」に伴う手続は Caylor の所見を供述的と位置づけるのに十分である。

(大庭沙織)

IX DNA 鑑定

・Skinner 判決⁽³⁷⁾

本件は、有罪判決後の DNA 鑑定請求に関する訴えについて、合衆国法典第 42 編 1983 条に基づいて訴訟を提起することができるかが争われた事案である。

有罪判決後の州の受刑者による DNA 鑑定については、1983 条に基づいて訴

(36) Melendez-Diaz v. Massachusetts, 129 S. Ct. 2527 (2009) [紹介, 浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所 2008-2009 年開廷期重要判例概観」アメリカ法 2009 年 2 号 226 頁 (2010 年), 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所 2008 年 10 月開廷期刑事関係判例概観」比較法学 44 卷 1 号 167-168 頁 [二本柳誠] (2010 年), 堀江・前掲注 (32) 116-119 頁, 小早川義則・名城ロースクール・レビュー 23 号 155 頁 (2012 年)].

(37) Skinner v. Switzer, 131 S. Ct. 1289 (2011). ギンズバーク裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, プライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか, トーマス裁判官の反対意見 (ケネディ, アリート各裁判官同調) がある。

訟を提起できるのか、それとも合衆国法典第28編2254条に基づいてヘイピアス・コーパスによってのみ訴訟を提起できるのか、という問題については、Osborne 判決⁽³⁸⁾が未解決のまま残していた。

上告人 Skinner はテキサス州陪審によって、恋人とその息子たちを殺害したとして死刑を言い渡された。事実審理の準備において州は物的証拠のうちいくつかをテストしたが、テストされないまま残された証拠があった。Skinner は、限定された状況において有罪判決後の DNA 鑑定を行うことを受刑者に認めたテキサス州法に基づいて、鑑定されていない生物学的証拠の DNA 鑑定を求めて州の第 1 審裁判所に 2 度申立てをしたが、認められなかった。州控訴裁は 1 度目について、Skinner がテキサス州刑事手続法典 64.03 条 (a) (2) が要求する「仮に無罪を証明するような結果が DNA 鑑定によって得られたとすれば有罪判決を下されなかったであろう」ことを示しておらず、2 度目についてはテキサス州刑事手続法典 64.01 条 (b) (1) (B) が要求する、証拠が Skinner の「落ち度なくして」鑑定されなかったということを示していなかった、ということを理由に第 1 審の判断を支持した。

Skinner は引き続き、証拠を保管する検察官である Switzer を被告として、1983 条に基づく本件連邦訴訟を提起した。連邦地裁は有罪判決後の DNA 証拠の請求はヘイピアス・コーパスに基づいてのみ可能であって、1983 条に基づいては審理可能ではないとして Skinner の訴状を却下し、第 4 巡回区連邦控訴裁もこれを支持した。

連邦最高裁は、概ね以下のような判断をして、原判決を破棄し、差し戻した。

Rooker-Feldman 法理⁽³⁹⁾は Skinner による訴訟提起を妨げない。州裁判所の決定は連邦裁判所では再審理可能でないが、決定を左右する法律ないし規則は連邦訴訟において争うことが許される。Skinner の訴訟は後者の場合に当たるので、連邦裁判所の事物管轄権に欠けるところはない。

Heck 判決⁽⁴⁰⁾では、原告に有利に判断することが必然的に有罪判決を無効

(38) DA's Office for The Third Judicial Dist. v. Osborne, 129 S. Ct. 2308 (2009) [紹介, 浅香ほか・前掲注 (36) 251頁, 田中ほか・前掲注 (36) 184頁 [鈴木一永], 森本直子・比較法学44巻3号173頁 (2011年), 鈴木一永・比較法学45巻1号145頁 (2011年)].

(39) Rooker v. Fid. Trust Co., 263 U.S. 413 (1923); D. C. Court of Appeals v. Feldman, 460 U.S. 462 (1983).

とすることを含んでしまうがゆえに1983条に基づいて訴訟を提起することはできないとした。これに対し、Wilkinson 判決⁽⁴¹⁾は、原告に有利な判断は必ずしも有罪判決ないし量刑を無効とすることを含まないがゆえに1983条に基づいた訴訟の提起を認めた。この点について、Skinner が求める DNA 鑑定の結果は無罪を証明することになるかもしれないが、それが確定的に証明されることにはならず、また有罪を示唆することもあるのであるから、本件訴訟において Skinner の有利に裁定することが必ずしも有罪判決の無効に結びつくとはいえない。

また、Switzer の懸念には、根拠がない。すなわち、DNA 鑑定について1983条訴訟を認めている巡回区において、有罪ないし刑罰に関連づけられた証拠の有罪判決後の開示を求める訴訟が殺到するような事態は生じていないし、DNA 鑑定の請求を1983条訴訟によって認めたとしても、DNA 鑑定は必ずしも確定的な結果を出すものではないため、検察官に対して被告人に有利な証拠を開示しないことを禁じた Brady 判決⁽⁴²⁾に依拠する請求は、なお、1983条訴訟ではなくヘイピアス・コーパスによるということになる。

したがって、Skinner の訴えについて連邦裁判所の事物管轄権があり、また1983条に基づいて訴訟が提起可能である。

(鈴木一永)

X 量 刑

・ Tapia 判決⁽⁴³⁾

本件は、薬物濫用者の更生プログラムへの参加のために、拘禁刑の刑期をより長く量定することが許されるかが争われた事案である。

Tapia は、許可を得ていない者を入国させた罪などにより有罪判決を受けた。連邦地裁は、Tapia に連邦刑務所局による受刑者薬物濫用プログラム (RDAP) を受けさせるべきであることを理由として、彼女に51月の拘禁刑を

(40) Heck v. Humphrey, 512 U.S. 477 (1994).

(41) Wilkinson v. Dotson, 544 U.S. 74 (2005).

(42) Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963).

(43) Tapia v. United States, 131 S. Ct. 2382 (2011). 法廷意見はケーガン裁判官が執筆 (全裁判官一致)。ソトマイヨール裁判官の同意意見 (アリート裁判官同調) がある。

言い渡した。Tapia は、RDAP のためにより長い刑期を選ぶことは、「拘禁が改善・リハビリテーションを促進するための適切な手段とはいえないことを認識する」よう量刑裁判所に指示する合衆国法典第18編3582条 (a) に違反する、として控訴したが、第9巡回区連邦控訴裁が、拘禁刑を選択する理由としてではなく拘禁刑の刑期を決めるための要素としてリハビリテーションの必要性を考慮することは許される、として原判決を維持したため、Tapia が連邦最高裁に上告した。

連邦最高裁は、概ね次のように述べて原判決を破棄し、事件を第9巡回区連邦控訴裁に差し戻した。

連邦政府が約1世紀にわたって採用してきたリハビリテーションのための不定期刑システムは、量刑の著しい不均衡とリハビリテーションの失敗に直面し、1984年の量刑改革法によって、一定の量刑枠をもつ量刑ガイドライン・システムにとって代わられることになった。新システムのもとで裁判官は、応報、抑止、無害化、リハビリテーションといった目的を考慮に入れて量刑を行わなければならないが、刑種によっては特定の目的を考慮から除外しなければならない。とくに、合衆国法典第18編3582条 (a) が、拘禁刑を科す裁判所は「拘禁が改善・リハビリテーションを促進するための適切な手段とはいえないことを認識」しなければならないとしている点が、重要である。連邦量刑委員会による連邦量刑ガイドラインの作成についても、同様の規定がある（合衆国法典第28編994条 (k)）。

Tapia の主張は、「認識する (recognize)」、「適切 (appropriate) な手段とはいえない」といった合衆国法典第18編3582条 (a) の文言に沿うものである。また、「拘禁 (imprisonment)」の文言の正しい理解からすると、第9巡回区連邦控訴裁のように、拘禁刑選択の是非の問題と刑期の問題とを区別することは誤りである。

合衆国法典第18編3582条 (a) の置かれた文脈に加え、刑務所のリハビリテーション・プログラムに被告人を参加させる権限を裁判所に与える規定が存在していない点も、拘禁刑の量定におけるリハビリテーションの考慮を立法者が望んでいないことをうかがわせる。また、量刑改革法制定当時の議事録からもそのような趣旨を読み取ることができる。

(野村健太郎)

・その他

量刑についての本開廷期の判決としては、ほかに、破棄・差戻しによって再度量刑を行う連邦地裁は、前回の刑の言渡し以降における被告人の更生状況を考慮することができるし、場合によってはガイドライン・レンジの下限を下回る刑を科すことも可能であるとした Pepper 判決⁽⁴⁴⁾がある。

(野村健太郎)

XI 行 刑

・Plata 判決⁽⁴⁵⁾

本件は、1995年刑務所訴訟改革法 (Prison Litigation Reform Act of 1995 (PLRA)) (合衆国法典第18編3626条) に基づく受刑者釈放命令 (prisoner release order) の適否が争われた事案である。

この命令は、「刑務所の収容人員を減らし若しくは制限する目的若しくは効果を有し、又は刑務所からの受刑者の釈放若しくは刑務所への受刑者の非収容を指示する、一方的緊急差止命令又は暫定的差止命令を含めたあらゆる命令を含む」(3626条 (g) (4))、3名の裁判官から成る裁判所——3名裁判所——のみが発することができる (同条 (a) (3) (B))。3名裁判所は、①要件 (同条 (a) (3) (A)) が充たされ、招集された場合、②過剰収容が連邦憲法上の権利の侵害の主要な原因であること、その侵害が他の方法では救済されないことを認定し (同条 (a) (3) (E))、加えて、③見込まれる救済が、その侵害を正すのに必要な範囲を超えないことなどを認定し、その際、④その救済の公共の安全などに対する悪影響に実質的な力点を置くものとされる (同条 (a) (1) (A))。

カリフォルニア州の刑務所は、収容定員 8 万人に対し、本件第 1 審の時点で

(44) Pepper v. United States, 131 S. Ct. 1229 (2011). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ケネディ, ギンズバーグ各裁判官同調, プライヤー, アリート各裁判官一部同調) のほか、プライヤー裁判官の一部同意・結論同意・一部反対意見、トーマス裁判官の反対意見がある。ケーガン裁判官は本判決に関与していない。

(45) Brown v. Plata, 131 S. Ct. 2895 (2011). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ギンズバーグ, プライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の反対意見 (トーマス裁判官同調), アリート裁判官の反対意見 (ロバーツ長官同調) がある。

その約2倍の人員を収容し、十分な医療ケアを提供できない状況が続いていた。この状況をめぐり、1995年と2001年にクラス・アクションが提起され、様々な救済努力がなされたが、改善はみられなかった。各訴訟の原告は、違憲的な医療ケアからの救済は過剰収容人員の減少なしには実現し得ないとして、各連邦地裁に3名裁判所の招集を求め、各地裁はこれを容認した。結局、両事件は単一の3名裁判所で併合審理されることになり、3名裁判所は、州に、その刑務所の収容人員を2年以内に定員の137.5パーセントまで減らすよう命じた（「本件命令」）。これに対する合衆国法典第28編1253条に基づく州の上告を受けた連邦最高裁は、大要以下のように判示し、本件命令を是認した。

受刑者は人間の尊厳を有し、その尊重は残酷かつ異常な刑罰の禁止（合衆国憲法修正8条）を活性化する。受刑者から十分な医療ケアを含めた基本的な生活手段を奪う刑務所は人間の尊厳に反する。政府がその提供義務を果たさない場合、裁判所が同条違反を救済する責任を負い、必要とあらば、刑務所の収容人員の制限を命令することができる。PLRAはその命令を一定の状況に制限する。

上記①については、連邦憲法上の権利の侵害を救済し損なった「以前の命令」要件は充たされる。州は、この命令後の新たな「諸命令を遵守するのに合理的な期間」が与えられるべきであると主張するが、この「合理的な期間」要件は、裁判所の救済努力の歴史全体に照らして判断されるべきであり、両連邦地裁は、さらなる努力による救済の実現を疑う確固たる根拠を有していた。また、②については、過剰収容は違反の唯一の原因ではなく、過剰収容人員の減少は本件違反を完全には除去しないとしつつ、「主要な原因」要件の充足を認定した3名裁判所の理解は、PLRAの文言に合致する。拘禁状況における連邦憲法違反は複合的であり、収容人員制限を事実上利用不可能にするようなPLRAの解釈は、深刻な憲法上の懸念を生むだろう。また、今日、過剰収容人員の減少なくして本件違反の除去は望めない。③については、受刑者釈放命令は、本件のように、原告クラスを超えて積極的效果を有し、収容人員制限の必要性を施設ごとではなく刑務所網全体を対象に評価し、また州の刑務所運営権限を制限するからといって広範過ぎるとはいえず、本件命令は、施設間での受刑者の割振りその他の多くを州の裁量に委ねたのである。そして、④については、「決定的」ではなく「実質的」というPLRAの文言、拘禁政策などの調整やとくに刑期満了前の釈放を要求する命令は常に公共の安全に対する悪影響のリスクを孕むのにPLRAが必要な収容人員制限等を容認することに鑑みる

と、裁判所はその命令が公共に対し悪影響を与えないことまでを示す必要はない。そして、本件命令は、公共の安全の改善すら指摘する専門家の証言に適切に依拠したし、また、それを保持する最善の方法をより適切に判断し得る州にその方法の選択を委ねることで公共の安全に関する懸念を考慮した。

さらに、③は、効果的な救済と両立する最大の収容人員に限界を設定することを、④は、公共の安全と合理的に両立する最短の期間で収容人員減少を命じることを要求するが、いずれの点でも、3名裁判所は誤らなかった。ただし、本件命令には、適切な修正の可能性が残されなければならない。

(福山好典)

・その他

行刑に関する本開廷期の判決としては、ほかに、女性の元受刑者が、施設職員から性的暴行を受けたとの被害を担当職員に対して申告したのに適切な措置がとられず、逆に、別の担当職員から懲罰を加えられたとして損害賠償を求めて当該担当職員2人を合衆国法典第42編1983条の規定に基づいて訴え、勝訴した訴訟に関し、被告らの限定的免責を理由とするサマリー・ジャッジメントの申立てが棄却され、事実審理が行われて判決が言い渡されたときは、当該サマリー・ジャッジメント申立てが不適法であることを理由とする控訴をすることができず、陪審の評決後に連邦民事手続規則50条(b)の申立てをして証拠の十分性の争点を提起していない限り、限定的免責を理由とする控訴はできないとした Ortiz 判決⁽⁴⁶⁾がある。

(田中利彦)

(46) Ortiz v. Jordan, 131 S. Ct. 884 (2011). ギンズバーグ裁判官執筆の法廷意見(ロバーツ長官, ブライヤー, アリート, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調)のほか、トーマス裁判官の結論同意意見(スカリア, ケネディ各裁判官同調)がある。